

韓国知的財産ニュース 2019年2月前期

(No. 384)

発行年月日：2019年2月18日

発行：ジェトロソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、2月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許庁とその所属機関の職制施行規則一部改正令（案）立法予告

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、6つの大学・公共（研）と特許ギャップファンド業務提携を締結
- 2-2 特許庁、2019年知識財産教育訓練総合計画を発表
- 2-3 特許庁、2,200億ウォン規模の知的財産投資ファンドを造成
- 2-4 特許庁、2018年後半期の優秀審査官、審判官への表彰式を開催
- 2-5 特許庁、知的財産ベースの起業を促進することで、第2のベンチャーブームを巻き起こす

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 特許庁、2019年海外知的財産権保護事業を施行
- 3-2 「スターバックスコリアが特許侵害」、韓国初の電子レシートをめぐる訴訟

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 女性雇用創出は生活の中のアイデアから始まります！
- 5-2 特許庁、1学期単位銀行制の「知的財産学」受講生を募集

法律、制度関連

1-1 特許庁とその所属機関の職制施行規則一部改正令（案）立法予告律

電子官報（2019.2.1）

産業通商資源部公告第 2019-74 号

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の改正に当たり、その改正理由と主要内容を国民に事前に知らせ、意見を聞くために「行政手続法第 41 条」に基づき、次のとおり公告します。

2019 年 2 月 1 日 産業通商資源部長官

特許庁とその所属機関の職制施行規則一部改正令（案）立法予告

1. 改正理由および主要内容

特許庁に特許審査人材 36 人（4・5 級 10 人、6 級 26 人）、デザイン審査人材 8 人（6 級 8 人）、不正競争行為（営業の全体的外観模倣、アイデア奪取）の調査・是正勧告の人材 2 人（6 級 1 人、7 級 1 人）、特許共済制度の運営人材 2 人（5 級 1 人、7 級 1 人）および発明教育の活性化・支援のための人材 1 人（7 級 1 人）をそれぞれ増員する一方、特許審査業務に必要な人材 36 人およびデザイン審査業務に必要な人材 8 人を評価対象の定員と規定するという内容へと「特許庁とその所属機関の職制」が改正されたことを受け、増員する人材の職級別定員と評価対象の定員の階級別定員を反映し、総額人件費制度を活用して職級を上方修正した人材 10 人（4・5 級 10 人）を 5 級に還元し、総額人件費制度で運営している産業財産創出戦略チーム、多国間機構チーム、複合商標審査チームなど 15 チームの存続期間が満了する場合、所関事務を担当する部署を決め、管理運営職群人材の自然減少による欠員である定員 2 人（事務運営書記補 1 人、電気運営書記補 1 人）に対し、一般職 9 級定員 2 人に調整するなど、現行制度の運営上に現れた問題点を解決するためである。

2. 意見提出

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2019 年 2 月 21 日までに統合立法予告システム(<http://opinion.lawmaking.go.kr>)を通じて法令案を確認した後、意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：革新行政担当官）にご提出ください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否意見とその理由）

ロ. 氏名（法人、団体の場合、その名称と代表者名）、住所および電話番号

ハ. その他参考事項

※宛先

特許庁特許審査制度課:大田広域市西区庁舎路 189 (屯山洞) 政府大田庁舎 4 棟特許庁創造行政担当官 (〒35208)

電話: 042) 481-8617、Fax:042) 472-3504

電子メール: violet498@korea.kr

3. その他の事項

改正案の全文は特許庁ウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr>) の冊子/統計→法令および条約→立法予告)を確認するか、特許庁革新行政担当官室(電話 042-481-8617、ファックス 042-472-3504)までお問い合わせください。

関係機関の動き

2-1 特許庁、6つの大学・公共(研)と特許ギャップファンド業務提携を締結

韓国特許庁 (2019. 2. 7)

- 大学・公共研が保有する特許の技術成熟度を高め、企業移転の活性化を図る -

韓国特許庁は2月8日(金曜)午後3時、韓国知識財産センター(ソウル駅三洞)で第1期の特許ギャップファンド運営機関に選定された6つの機関と業務提携を締結し、優秀な特許技術の創出と活用を通じたイノベーション成長と雇用創出に協力することにした。

特許ギャップファンドは大学・公共(研)が保有する特許と、企業が希望する技術との間のレベル差(gap)を解消するためのもので、有望な特許技術を選定して技術の成熟度を高め、企業に移転した後、ロイヤルティの一部を回収して他の有望な特許技術に再投資する方式で運営される。

回収と再投資を行うことで、事業終了後も持続可能な運営という点で一過性にとどまるこれまでの政府支援事業と異なる。

今回の第1期の特許ギャップファンドには慶北大学、高麗大学、釜山大学、延世大学、韓国科学技術院(KAIST)、韓国電子通信研究院(ETRI)の6つの機関が選ばれた。この選定には23の主要大学・公共(研)が申請し、倍率は3.8倍となった。

今回の提携で特許庁は、大学・公共（研）が十分な特許費用を確保できる基盤を作り、大学・公共（研）の特許技術の民間企業への移転・事業化関連法制を改善して、特許ギャップファンドの運営を成功させるように支援する予定である。

慶北大学をはじめとする6つの機関は、事業終了後も特許ギャップファンドを継続的に運営するために、特許ギャップファンドがロイヤリティの一部を最初に回収できるようにするなど、知的財産規定を改正する計画である。また、十分な特許費用の確保、適切な代理人費用の支払いなど、強い特許を創出するために努力するとともに、移転された特許技術を商用化する過程にも積極的に協力していく予定である。

特許庁産業財産政策局の局長は、「最近の米中貿易紛争などにより、激しくなっている未来の技術覇権競争に対応するためには、企業が大学・公共（研）の有望な特許技術を積極的に活用しなければならない」とし、「韓国の大学・公共（研）が有望な特許技術の海外の権利を適切に確保し、特許ギャップファンドを活用して特許の価値を高めることで、知的財産市場を活性化させ、韓国企業によるグローバル市場の開拓を願っている」と述べた。

2-2 特許庁、2019年知識財産教育訓練総合計画を発表

韓国特許庁（2019.2.7）

- オンライン・オフラインの知的財産教育で人材育成を推進-

韓国特許庁国際知識財産研修院は207の集合教育課程と271のオンライン教育課程を開設、運営することを内容とする「2019年国家知識財産教育訓練総合計画」を発表した。

今年は集合教育（1万人）とオンライン教育（40万人）を実施し、昨年より3万人増の41万人が特許法、商標法、先行検索技術のノウハウなどの知的財産教育を受けることになる。

特に、今年は第四次産業革命をリードする知的財産人材育成を目指し、高品質審査・審判支援のための特許庁職員向けの教育システムの改善、知的財産エコシステム構築のための需要者が希望する教育課程の運営、eラーニングを活用した知的財産教育の普及、世界知的所有権機関（WIPO）の公式教育機関としての国際的存在感の向上といった課題を推進する方針である。

特許庁職員の高品質審査・審判支援のために、単独・先任・責任審査官向けの審査事例発表・共有のような参加型討論授業を導入するなど、審査・審判者等級に合わせた体系的な教育課程を運営する。

審査官の新技术教育の強化のために、産業界では各分野の最新技術の動向を審査官に説明し、特許庁審査官は進歩性の判断事例、特許の動向など、審査をしながら蓄積した知識と情報を提供する双方向の教育チャンネルである「Tech-Fair」を拡大運営する。

一般人向けの教育分野では、地域児童センターを訪れて教育する「The 共にする発明教室」など、社会的弱者に均等な教育機会を提供し、教育脆弱階層である青少年を対象にする「発明教育キャンプ」を運営することで、社会的格差を解消する。また、薬学部の学生向けの知財権力強化と一般大学生との連携教育のために、各産業の特許情報検索・分析、特許明細書の作成に関する教育課程を開設し、雇用創出につなげる。

時間的・空間的制限がない教育のために、オンラインで知的財産の創出・活用・保護などのさまざまな課程を運営する。2015年から始まった単位銀行制の知的財産学をさらに拡大するために、圏域別拠点大学と業務提携（MOU）を締結し、大学生向けの知的財産権教育を拡大する。拠点大学は2018年には12校あったが、2019年には14校に拡大する。

他にもWIPOの公式教育機関としての存在感を高めるために、途上国の司法公務員と審判官向けの「IP紛争解決教育課程」を新設するなど、海外の知財権関連機関と協力して、さまざまな国際教育プログラムを開設する。また、韓国政府の新南方政策に合わせ、ASEAN加盟国の知的財産能力を強化するための特別コースも運営する。

特許庁国際知識財産研修院長は、「高品質の知的財産教育サービスを提供することで、国民の知的財産能力を強化するとともに、中小・中堅企業などの知的財産権の品質向上に役立つ教育プログラムの開発も続けたい」と述べた。

2-3 特許庁、2,200億ウォン規模の知的財産投資ファンドを造成

韓国特許庁 (2019. 2. 11)

- 中小・ベンチャー企業の海外特許確保を集中支援 -
- IP ベースの流動化証券を発行することで、新しい IP 金融の手法を導入 -

韓国特許庁は「第2のベンチャーブーム」を巻き起こすために、今年2,200億ウォン規模の知的財産 (Intellectual Property、IP) の投資ファンドを造成し、優秀な特許を保有する中小・ベンチャー企業への投資を拡大すると発表した。

ファンド造成のために、公共部門で1,100億ウォン (母胎ファンド600億ウォン、成長はしごファンド500億ウォン) を出資し、民間で同規模の資金をマッチングして計2,200億ウォン規模の財源を確保する。

今年政策資金間の連携を強化するために、韓国成長金融投資運用と提携して技術金融ファンドを造成し、ファンドの規模を昨年の2倍以上に拡大することで、中小・ベンチャー企業の海外特許の確保を集中的に支援することが主な特徴ある。

今年造成されるファンドは、特許事業化 (1,250億ウォン)、IP 創出・保護 (500億ウォン)、IP 流動化 (300億ウォン)、IP ベースのスタートアップ育成 (120億ウォン) の4つの分野である。

特許事業化ファンドとは、韓国成長金融投資運用と共同で (母胎ファンド125億ウォン、成長はしごファンド500億ウォン) 造成する技術金融ファンド (*) のことで、優秀特許保有企業と IP 収益化プロジェクト (IP 出願支援、海外 IP 収益化など) に投資する。これにより、中小・ベンチャー企業の海外特許確保と大学・公共研の優秀特許の海外収益化プロジェクトに資金を集中的に供給する。

*技術金融ファンド：成長はしごファンドが主管する出資事業で、投資用技術評価と技術価値評価で優秀な技術や特許を保有すると評価された企業に投資するファンド

IP 創出・保護ファンドは、投資を受けた企業が投資の一部 (投資金の5%又は3千万ウォンのうち、少ない金額) を必ず特許出願・買取・紛争対応・保護コンサルティングなどに使うことで、企業の IP 強化に貢献する。

IP 流動化ファンドとは、IP 直接投資 (S&LB) (*) に基づいて流動化証券 (**) を発行するファンドを指す。先進国で活性化されたロイヤリティベースの IP 流動化の手法を韓国に導入することで、民間資金の IP 金融への流入を促進する。

* IP Sales&License Back : ファンドが企業の IP を買い取った後、ライセンスを付与してロイヤリティを受領し、満期になると、該当企業に IP を売却して投資元本を回収する投資方式

** 流動化証券 : 資産などから発生するキャッシュフローに基づいて発行される証券

IP ベースのスタートアップ育成ファンドは、IP ベースのスタートアップのスケールアップ (scale-up) を後押しし、IP アクセラレーター (*) が保育するスタートアップに後続投資することで、特許ベースの起業を支援する。

* IP アクセラレーター : スタートアップの IP 確保、ポートフォリオ構築などを支援し保育する企業

特許庁産業財産政策局の局長は、「知的財産投資ファンドは、韓国の中小・ベンチャー企業が海外特許を確保し、将来の主要な輸出市場で競争力を持てるようにするとともに、懲罰的損害賠償制度の施行を受けて本格的に拡大する、韓国の IP 市場を活性化させる役割を果たすために造成された」とし、「知的財産投資ファンドが特許ベースの革新成長と雇用創出につながるように、規模を持続的に拡大していきたい」と述べた。

IP 創出・保護ファンドと IP ベースのスタートアップ育成ファンドについては、韓国ベンチャー投資株式会社のウェブサイト (www.k-vic.co.kr) で出資事業の公告内容 (1月31日) を確認でき、特許事業化ファンドと IP 流動化ファンドについては4月中に発表される予定である。

全てのファンドについては韓国ベンチャー投資の投資運用1チーム (02-2156-2060)、特許事業化ファンドについては韓国成長金融投資運用の投資2チーム (02-2090-9106) までにお問い合わせを。

2-4 特許庁、2018年後半期の優秀審査官、審判官への表彰式を開催

韓国特許庁 (2019. 2. 12)

韓国特許庁は2月12日(火曜)午後4時、政府大田庁舎大会議室で高品質の審査を行い、審査品質の向上に寄与した優秀審査官などを選定して授賞する。

最優秀審査官には、イ・ギヨン審査官(商標デザイン審査局)、ホ・ジュヒョン審査官(特許審査企画局)、イ・ビョンギョル審査官(特許審査1局)、キム・ヨンジン審査官(特許審査2局)、ハン・ソンホ審査官(特許審査3局)が選定され、最優秀審判官にはイ・ホジョ審判官(審判6部)が選ばれた。

審査分野では優秀審査官40人(最優秀審査を含む)、優秀審査パート長25人、スキルアップ優秀審査官8人、10の優秀審査部署を選定した。審判分野では優秀審判官6人(最優秀審判官を含む)、優秀訴訟遂行官1人、2の優秀審判部を選定した。

優秀審査官は審査パート長による審査品質の点検結果、各種審査品質指標と品質向上のための努力度を反映し、品質のコンテストで選定された。

特許庁は昨年、パート長中心の疎通型審査品質の管理システムを導入し、パート長と審査官の相互協力による実体的審査の品質向上に尽力している。今回のコンテストは制度の導入以来、初めて開かれるコンテストで、実体的審査の品質向上に寄与した審査官が受賞することになり、意義深いといえるだろう。

特許庁長は、「知的財産をめぐる米中の貿易紛争からも分かるように、知的財産権の重要性は日増しに高まっている」とし、「韓国は先進特許庁に比べ、審査の物量面で難しい状況にあるが、革新成長を主導する強い知的財産は、審査官によって創出されるというプライドを持ち、審査の品質向上に最善を尽くしてほしい」と呼びかけた。

2-5 特許庁、知的財産ベースの起業を促進することで、第2のベンチャーブームを巻き起こす

韓国特許庁 (2019. 2. 14)

- 179 億ウォンを投じ、知的財産ベースの起業を活性化させ、革新成長を主導 -

韓国特許庁は、技術をベースにするイノベーション型起業を活性化させ、強い特許権を基にするスタートアップの成長を支援するために、知的財産 (IP) に特化した「創業促進事業」を本格的に推進すると発表した。

「知的財産ベースの創業促進事業」とは、起業準備者のアイデアを知的財産ベースの起業のアイテムに導き、起業までを支援し、スタートアップに知的財産ベースの技術・経営戦略コンサルティングを提供することで、強い知的財産に基づいてデスバレー (Death valley) を克服し、強小企業に成長できるように支援する事業である。

同事業は 2017 年に新規事業として開始し、昨年 1 年間、起業準備者 1,503 人を養成し、スタートアップ 425 社の成長を支援し、992 人の新規雇用を創出した。また、「IP 礎 (ティディムドル) プログラム」と全国 16 の地域に設置された「IP 創業ゾーン」を活用して知的財産ベースの優秀な創業アイテム 935 件を発掘・支援し、199 件のイノベーション型起業の成功を収めた。

「IP 翼 (ナレ) プログラム」は、スタートアップの知的財産能力を強化することで、スタートアップが技術金融機関・エンジェル投資家などから計 829 億ウォンの事業化資金を確保できるように支援し、746 人の新規雇用を創出する成果を上げた。

「IP 翼プログラム」に選ばれた京畿道所在の A 社は、自社保有の技術と競合他社の類似技術を比較分析し、自社にとって有望技術になる技術と現在、開発が進んでいない空白技術を発掘した。さらに、これを特許ポートフォリオの構築と海外での特許出願などにつなげ、エンジェル投資家から 1 億ウォンの投資を受けるなど、未来の成長エンジンを確保した。この結果、前年に比べて売上高は 2.5 倍に増加し、雇用は 29% 増えた。

今年も特許庁と地方自治体は、179 億ウォン (国費 97 億ウォン、地方費 82 億ウォン) の予算を投入し、知的財産ベースの起業を積極的に支援する。

特に、優秀なスタートアップのグローバル市場開拓のために、海外出願を積極的に支援し、社会的弱者への起業支援を強化することで、売上高がない、又は社会的目的の企業の負担を軽減させる予定である。

また、支援企業の選定には青年・女性企業を優遇し、青年・女性による起業を活性化させる計画である。

特許庁産業財産政策局の局長は、「知的財産ベースの起業は一般的な起業に比べ、売上高の増加と雇用創出といった企業の成長指標が優れている」とし、「特許庁はスタートアップがイノベーション成長の主役になるよう、知的財産ベースの起業支援をさらに拡大し、グローバル市場を先取りするための海外特許出願を積極的に支援して第2のベンチャーブームを起こしたい」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 特許庁、2019年海外知的財産権保護事業を施行

韓国特許庁（2019.2.7）

- IP-DESKの拡大運営、輸出企業の知的財産権保護網の構築など、中小企業の海外進出を支援-

韓国特許庁は、海外進出を図る中小・中堅企業のグローバルイノベーション成長を密着して支援するために、海外知識財産センター（IP-DESK）を香港に追加設置し、海外での知的財産権（以下、「知財権」）紛争を踏まえた知財権保護網を構築するなど、2019年海外知的財産権保護事業を推進すると発表した。

今年、191億ウォンの予算を投じ、「IP-DESKの運営と初動対応支援」、「国際知財権紛争防止コンサルティング支援」、「海外知財権保護バウチャー提供」、「韓流コンテンツの知財権保護」、「知財権紛争の共同対応支援」、「Kブランド保護」の6つの事業を推進する。

1. 「IP-DESK運営事業」とは、韓国企業の進出が進む海外での知財権確保と紛争対応を密着して支援する事業で、特許庁は今年、中国、米国、ベトナム、タイ、ドイツ、日本、インドネシア、インドの8カ国で計15カ所のIP-DESKを運営する予定である。

2. 「国際知財権紛争防止コンサルティング支援事業」を通じて、輸出（予定を含む）する中小・中堅企業に、海外の競合他社のリスク特許を分析した上の紛争防止戦略、又は警告状・訴訟などの紛争発生時に必要な対応戦略を提供する。
3. 「海外知財権保護バウチャー提供」とは、中小企業を対象とし、企業が自社に合った海外知財権保護サービスを自由に選択して利用できるように、バウチャー発行を支援する事業である。
4. 「韓流コンテンツの知財権保護事業」とは、コンテンツ関連企業を対象に、コンテンツとコンテンツの商品化のための海外知財権保護戦略を提供する事業を指す。
5. 「知財権紛争の共同対応支援事業」とは、知財権をめぐり、同じ問題を抱える企業間の共同対応体系を作ることで、効果的な紛争解決を支援する事業で、今年 25 の協議体を支援する予定である。
6. 「K-ブランド保護事業」とは、韓流ブームが巻き起こっている地域での韓国企業の商標およびデザイン権の保護と被侵害対応を支援する事業を指す。これまでは海外商標ブローカーによる K-ブランドの無断先取りに対応する早期警報システムを中国地域に限定してきたが、今年はベトナムまでに拡大運営し、海外の電子商取引企業と緊密に協力してそのオンラインショッピングモールでの模倣品流通の遮断を支援する計画である。

特許庁は 2018 年に 14 ヶ所の IP-DESK で 7,590 件の知財権法律相談に乗り、547 社との紛争コンサルティング、9 つの共同対応協議体が構成して 82 社を支援し、中国のオンラインショッピングモールで模倣品の掲示物（URL）21,854 件を削除させる成果を出したと発表した。

特許庁産業財産保護協力局の局長は、「海外知的財産権紛争支援事業を通じて、韓国企業が競争力を強化し、これを基に海外ビジネスに成功することを願っている」とし、「外交部、産業部、KOTRA、韓国知識財産保護院など、韓国の主な機関だけでなく、海外の知財権関連機関とも緊密に協力して韓国企業の海外進出がさらに進むように、積極的に支援していきたい」と述べた。

事業参加を希望する企業や機関は、特許庁のウェブページ (www.kipo.go.kr)、又は大韓貿易投資振興公社のウェブページ (www.kotra.co.kr)、韓国知識財産保護院のウェブページ (www.k-ipcare.or.kr) で詳細について確認できる。

Tom&Toms、ロッテメンバーズ、LG テレコムなど大手企業の電子レシート事業を代行する情報技術 (IT) スタートアップ、ザ・リアルマーケティング社がスターバックスコリアを相手取って特許侵害訴訟を提起した。

最近、簡便決済を利用するユーザーが増え、紙の領収書の代わりに電子レシートを発行するケースが増えている。数千億ウォン規模の電子レシート事業をめぐる初めての大型特許訴訟である。

両社は法務法人を選任し、訴訟の準備を進めている。

2月14日、法曹業界によると、ザ・リアルマーケティングは特許法人インベンシンク (invenSync) を法律代理人として選任し、ソウル中央地方裁判所にスターバックスコリアを相手取って特許侵害訴訟を提起した。

内容証明と訴状を見ると、ザ・リアルマーケティングは自社が特許出願した「電子レシート発行方法」の特許権をスターバックスアプリケーションの電子レシートサービスが侵害し、大きな被害を受けていると主張した。ザ・リアルマーケティングはスターバックスアプリの電子レシートサービスの使用や譲渡、貸与を差止め、違反行為を行った1日当たり100万ウォンを支払うことを訴状に記録した。

ザ・リアルマーケティングの代表は、「特許法人を通じて、2011年に初めて電子レシートを披露した自社の特許をスターバックスコリアが無断で盗用した疑いがある」とし、「年間700億ウォンに達するロイヤリティを海外に支払う大企業によるアイデアの盗用に警鐘を鳴らすために、訴訟を起こした」と訴訟の背景について説明した。

スターバックスコリアも訴訟に備え、法務法人太平洋を法律代理人として選任し、訴訟の準備を進めている。

ザ・リアルマーケティングは2011年10月、電子レシートの発行方法に関する特許 (第10-1255142号) を出願・登録した。顧客が物品を購入したり、サービス提供を受けたりした後、顧客の移動端末に支払い履歴が含まれた電子レシートと情報が発行される方式である。

特許の内容は、個人識別情報を含む電子レシートの発行を申込んだ会員が登録情報を入力、登録時に個人識別キーでバーコードやQRコードを作成し、顧客の移動端末に転送、バーコードやQRコードを読み取って転送した後、決済承認を要請、決済ごとに個別認証番号を生成、電子レシートの発行案内データをその顧客の移動端末に転送、支払い履歴の電子レシートを作成・保存、電子レシートの情報をバックアップして保存することを含む、電子レシート提供方法に関するものである。

ザ・リアルマーケティングは、このすべての過程をスターバックスコリアが侵害したと主張している。

これに対し、スターバックスコリアの法律代理人である太平洋は、ザ・リアルマーケティングの主張がどのような侵害に該当するのかを把握しにくいという、恣意的に解釈して特許侵害を主張するという極めて不当な結論を導き出したと反論した。

太平洋は、「QRコードは登録段階で認証サーバーから生成されるものではなく、顧客が決済する度に新たに作成され、10分間のみ有効な決済手段に過ぎない」とし、「個人識別キーである特許のバーコードやQRコードとはそもそも性格が全く違う」と対抗した。続いて「いくつかの主要構成と技術的特徴のみ見ても特許侵害に該当しないため、根拠のない特許権侵害を継続的に主張すれば、スターバックスコリアも権利範囲確認審判および無効審判などの措置を取る」と述べた。

一方、ザ・リアルマーケティングの法律代理人であるインベンシンクは、「特許権を侵害しているスターバックスコリアはアプリのサービスを自ら中止するとともに、過去の侵害分を賠償し、今後、特許侵害行為をしないと約束する文書を提出しなければならない」と主張した。

ザ・リアルマーケティングはスターバックス以外にもSPCなど電子レシートを導入した加盟店に対する訴訟も検討している。最近、大手流通企業とフランチャイズが電子レシートを相次いで導入しており、今回の判決次第では大規模な訴訟が相次ぐ可能性もある。

電子レシートはモバイル決済、クレジットカードポイント、現金まで店頭で使われる、あらゆる決済手段による購入品目が含まれる領収書を発行するサービスである。販売店、購入時期、購入品目、支払金額などのビッグデータを集め、紙の領収書を代替することができるため、主な流通店などで導入されている。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 女性雇用創出は生活の中のアイデアから始まります！

韓国特許庁（2019. 2. 7）

- 2019 生活発明코리아、アイデア受付を開始 -

韓国特許庁は発明による女性の起業や雇用創出を支援するために、「2019 生活発明코리아」を推進すると発表した。

生活発明코리아とは、市場性のある女性の生活密着型製品のアイデアを公募・選定し、知的財産権の出願と試作品制作、事業化コンサルティングなど、発明による起業の初期に必要な支援を行う事業である。

今年で6回目を迎える生活発明코리아を通じて、一般女性だけでなく、キャリアの途絶えた女性、脱北女性など、数多くの女性が起業に成功した。

代表例としては、キャリアが途絶えた女性が発明した「子どもが自ら水を飲む習慣をつける幼児用タンブラー」、脱北女性が発明した「洗面台の髪の毛つまりを防止するバルブ」などがある。

また、脳病変障害児の母親が発明した「車椅子マルチトレイ」、大小便を我慢できない子供のための「携帯用幼児便器」など、女性の感受性と繊細さが人を配慮する発明につながり、製品化と事業化に成功した事例もある。

大韓民国の女性なら誰でも応募できる生活発明코리아は、2月8日から4月8日まで生活発明코리아のウェブサイト（www.womanidea.net）でアイデアを受け付ける。知的財産権を出願していない創作アイデアは部門1に、知的財産権を出願したが製品化されたことのないアイデアは部門2に受け付ければ良い。

受理されたアイデアについては、生活用品としての開発可否、商品性、市場性などを中心に審査する。審査を経て選ばれたアイデアのうち、部門1については専門家のメンタ

リング、知的財産権の出願、デザイン開発および試作品制作などを支援し、部門2についてはデザイン開発および試作品製作、事業化コンサルティングなどを支援する。

試作品は10月に約2週間、生活発明コリアのウェブサイトで公開し、ユーザー評価を進め、11月末に公開審査と授賞式を開催し、大衆に初披露される。最終順位に基づいて大統領賞、国会議長賞、国務総理賞、科学技術情報通信部・産業通商資源部・保健福祉部・女性家族部長官賞、特許庁長賞が授与される。特に、今回からは発明奨励金を拡大し、最高のアイデアに選ばれた大統領賞の受賞者には1千万ウォン、国会議長賞と国務総理賞の受賞者にはそれぞれ2百万ウォンが授与される。

特許庁産業財産政策局の局長は、「女性の繊細な感性と家事・育児などの日常生活の中の経験は、優秀な発明を可能にするメリットである」とし、「生活発明コリアを通じて、女性の優秀な発明アイデアが雇用創出と起業につながるように、積極的に支援したい」と述べた。

5-2 特許庁、1学期単位銀行制の「知的財産学」受講生を募集

韓国特許庁 (2019. 2. 11)

韓国特許庁は2月11日(月曜)から22日までの2週間、今年1学期単位銀行制の「知的財産学」オンラインコースの受講生を募集する。

※単位銀行制とは、教育部が認めた教育機関で単位を取得して一定の基準を満たせば、学士号を取得できる制度

特許庁国際知識財産研修院で無料提供する「知的財産学」専攻コースは、高校卒業者又は同等の学力を有する一般人なら誰でも参加できる。

また、特許庁と単位交流を結んだ忠南大学、全北大学、済州大学、啓明大学、建陽大学など計12大学の在学学生なら、単位銀行制を通じて取得した単位を、各大学で認めてもらえる。2018年には知的財産学を7,829人が受講し、単位を取得するほど人気を集めていた。

2019年1学期には「特許法」、「商標法」、「著作権法」、「特許明細書の作成実務」、「特許情報の調査と分析」、「技術移転とライセンスの理解」に加え、新規開発科目である「デザイン経営とブランド戦略」、「知的財産の審判・訴訟実務」まで計8つの科目が開設される。

単位銀行制の知的財産学コースは、特許庁国際知識財産研修院の単位銀行制のウェブサイト (<http://cb.ipacademy.net>) で申し込み、1学期の授業は3月1日から6月13日まで15週間行われる予定である。

特許庁国際知識財産研修院長は、「興味深くても実用的な教育コンテンツの開発と普及拡大に取り組み、韓国のイノベーション成長を導いていく未来の知的財産専門人材の養成に邁進する」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/>をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、ジェトロソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：ジェトロソウル事務所 知財チーム